

マイナ保険証を使ってみませんか

国民健康保険課 ☎ 829-1136

12月2日以降、保険証が新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの取得状況によって医療機関などでの受診方法が変わります。マイナンバーカードを持っていないかたや、マイナ保険証の利用登録をしていないかたには、保険証の有効期限が切れるまでに「資格確認書」が送付されます。

詳しくは
こちら▶



マイナ保険証を使うメリット

より良い医療を受けられる

本人の同意があれば、これまでの診療データや特定健診の情報を医師や薬剤師に提供できます。あなたの医療情報に基づいた総合的な診断や、お薬の飲み合わせの調整に役立てられます。

高額療養制度を利用しやすい

マイナ保険証が利用できる医療機関では、「限度額適用認定証」が不要になります。手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除できます。

確定申告がラクになる

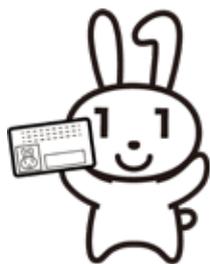
マイナポータルから保険医療を受けた記録（医療費通知情報）を確認できるため、細かい計算をすることなく簡単に医療費控除の手続きができます。

マイナ保険証の利用登録方法

下記の方法で登録手続きができます。

- ・医療機関や薬局の受け付けで
- ・スマホアプリ「マイナポータル」で
- ・セブン銀行ATMで

準備する物 ・マイナンバーカード
・数字4桁の暗証番号



ご注意

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、発行から5回目の誕生日で有効期限が切れます。更新時期になると案内が届くので、お近くの地域センターで更新手続きをしてください。

問い合わせ 住民情報課 ☎829-1424

焦らなくても大丈夫!



12月2日時点でお手元にある保険証は、令和7年12月1日（有効期限がそれ以前に切れる場合はその日）まで利用できます。それまではなくさないよう、ご注意ください。

マイナンバーカードを取得したいかたへ

住民情報課 ☎ 829-1424

マイナンバーカードの取得方法

下記の方法で申請をすると取得できます。申請後はカードの受け取りが必要です。

- ・スマホのアプリで申請
- ・申請書を郵送して申請
- ・まちなかにある証明写真機で申請（有料）
- ・地域センターで申請

（運転免許証などの顔写真付き身分証明書と健康保険証などの2点を提示して、マイナンバー通知カードを返納すると、カードを郵送で受け取れます）

12月2日開始「特急発行」

申請から最短5日で発行できる特急発行が開始。申請時に窓口で本人確認ができれば、1週間以内にマイナンバーカードが届きます。まずは電話で確認を。

対象 紛失などによる再交付、新生児、海外からの転入者のかた

皆様のご自宅に職員が出向いて申請受付を行う「出張申請」もあります。まずは電話でご相談ください。

